

雇用就農に向けた支援(農の雇用事業:次世代経営者育成タイプ)

- 新たな農業の担い手として果たす役割がより重要となってくる農業法人等において、その職員等を次世代の経営者として育成していくため、農の雇用事業(次世代経営者育成タイプ)において、先進的な農業法人や異業種の法人での現場実践研修の取組を支援。平成29年度より、海外派遣研修も支援対象。

他の農業法人・異業種の法人でのOJT研修を支援

- ◇ 農業法人等が、その職員等を法人の次世代経営者として育成していくために先進的な農業法人・異業種の法人へ派遣研修する経費を助成。

・ 支援単価：月最大10万円

- ・ 代替職員の賃金(研修生1人につき1人分に限る)
- ・ 研修に係る経費※

※ 転居費、住居費、通勤に係る交通費、受入法人に支払う研修負担金

・ 支援期間：最短3ヶ月～最長2年間

・ 募集：随時

- ◇ 海外の農業法人・異業種の法人におけるOJT研修も支援対象。(平成29年度～)

<派遣元法人等の主な要件>

- 1 概ね年間を通じて農業を営む事業体(農業法人、家族経営、農業サービス事業体等)であること
- 2 派遣する職員を正職員として雇用していて、研修終了後1年以内に役員又は研修成果を活かした部門責任者等経営の中核を担う役職に登用することを確約していること(家族経営の場合は、経営を移譲すること又は経営を法人化した上で役員等に登用することを確約していること)

<受入法人の主な要件>

次世代の経営者になるために必要な経営力等を習得させるため実践的な研修を行えること

- ※ 派遣元農業法人等と人材育成を目的とした出向契約を結び、派遣元農業法人等と協議の上、受入研修生を雇用保険、労働者災害補償保険の社会保険に加入させること(国内派遣研修)

<派遣職員に関する主な要件>

- 1 派遣元農業法人等の役員並びに正社員等(代表者は除く)又は家族経営の後継者で既に就農し経営に参画していること
- 2 原則55歳未満の者であること
- 3 研修終了後、派遣元農業法人等において、経営の中核を担う意欲を有していること

返還

派遣研修生を研修終了後1年以内に役員等へ登用しない場合

交付ルート

